

鳥取市の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第29号

鳥取市の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取市の行政組織等に関する規則（平成16年鳥取市規則第200号）の一部を次のように改正する。

第7条の表総務部の部総務課の項中「、市史編さん室」を削り、同表企画推進部の部政策企画課の項中「政策企画課」を「創生企画課」に改め、「、地方創生推進室」を削り、同表福祉部の部保険年金課の項中「医療助成係、年金係」を「医療・年金係」に改め、同表健康こども部の部健康づくり推進課の項中「、鳥取東保健センター」を削り、同表下水道部の部下水道企画課の項中「総務係、」及び「、下水道管理室」を削り、同部下水道経営課の項中「下水道経営課」を「下水道管理課」に、「料金係」を「管理係、料金係」に改める。

第9条政策企画課の項中「政策企画課」を「創生企画課」に改める。

第9条の2環境局生活環境課の項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号を削る。

第10条の2こども家庭局幼児保育課の項第2号中「及び」を「、」に改め、「施設等利用給付」の次に「及び乳児等のための支援給付」を加え、同項第3号及び第5号中「施設」を「事業所」に改める。

第11条企業立地・支援課の項に次の1号を加える。

(7) 鳥取市まちなかビジネス共創スクエアに関すること。

第13条建築指導課の項第11号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

第14条下水道企画課の項中第5号から第8号までを削り、第9号を第5号とし、第10号を第6号とし、第11号を削り、同条下水道経営課の項中「下水道経営課」を「下水道管理課」に改め、同項中第12号を第17号とし、第1号から第11号までを5号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第5号までとして次の5号を加える。

- (1) 下水道等の施設台帳に関すること。
- (2) 下水道等の施設の維持管理に関すること。
- (3) 市街化区域内（公共下水道事業認可区域内及び線的認可）の水路に係る維持管理に関すること（道路側溝を除く。）。
- (4) 水質の検査に関すること。
- (5) 下水道等施設の災害復旧（応急復旧に限る。）に関すること。

第21条の表鳥取市政懇話会の項及び鳥取市総合企画委員会の項中「政策企画課」を「創生企画課」に改める。

第33条第2項の表健康づくり推進課の項中「、鳥取東保健センター」を削る。

第47条第1項の表中「、鳥取東保健センター」を削り、「、鹿野保健センター」を「及び鹿野保健センター」に改め、「及び青谷保健センター」を削り、同条第2項中「及び鳥取東保健センター」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。